

『文化財建造物における保存活用計画作成の手引き』

保存活用計画を簡易に効率良く作成できるように、その考え方や方法を示した手引きを作成しました。

現状・課題

文化財建造物の「保存活用計画」には、平成30年の文化財保護法改正で、様々な手続きを弾力化できる認定制度が導入されました。
しかし、制度内容が充実する一方で、近年、次のような課題が大きくなってきました。

- 保存の検討が多く、活用の検討が不十分
- 上記に伴う、作成期間の長期化

⇒これら課題の解決と近年の社会動向を踏まえた計画の作成が必要

手引きの内容

- 簡易な計画である「基本型」とそのフォーマットを解説
- 収益事業と結びつけた文化財建造物の活用の考え方及び事例の紹介
- 作成時のポイント、認定制度等について解説
- 登録有形文化財（建造物）等における建築基準法の適用除外の紹介
- 関連する法令・制度、資料等を集約

基本型

本手引き第3章で解説し、基本型フォーマットで示す型

【概要】

○所有者自身または委託業者と協同して作成する内容

【利点】

- 必要最小限の分量
- 作成期間の短縮
- 部分的に内容の詳細を詰めていく場合の骨子にもなる

史跡地等での検討

史跡に指定された敷地に建つ建造物や近代化遺産の建造物群等、建造物単体でなく敷地全体で複合的に文化財としての価値を整理し、活用内容を検討する場合等

↓
各分野の文化財保護の専門家（専門委員会）と協同して作成

専門家との共同

活用方針に適した防火対策や、非公開エリアへの耐震補強の設置を検討する場合

↓
防火や耐震等の、防災の専門家と協同して作成
＝防災の専門家と協同して作成

事前現状変更の検討

現状変更等の許可事項にあたる、活用に係る大規模改修を実施する場合

↓
「基本型」に現状変更等に関する事項を加えて作成
＝特に、現状変更等に関する事項を文化庁と事前協議して作成

簡易な基本型を中心とした検討方法



旧三笠ホテル外観（軽井沢町教育委員会提供）



カフェ利用の様子

ショップ利用の様子

収益事業への対応